

事業番号0753											
平成２９年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名	医療観察等実施費				担当部局庁	大臣官房地方課 （社会・援護局障害保健福祉部）			作成責任者		
事業開始年度	平成１７年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし		担当課室	地方厚生局管理室 （精神・障害保健課医療観察法医療 体制整備推進室）			堀井春彦（地方課） （田中 央吾）		
会計区分	一般会計										
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（第15条）等				関係する計画、 通知等	－					
主要政策・施策	－				主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく裁判所の入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。										
事業概要 （5行程度以内。 別添可）	各地方厚生局において、医療観察法に基づく判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る指定入院医療機関との調整、指定医療機関の指導及び監査、対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等を実施する。										
実施方法	直接実施、委託・請負										
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	92	90	88	79					
		補正予算	－	－	－	－					
		前年度から繰越し	－	－	－	－					
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
		予備費等	－	－	－	－					
		計	92	90	88	79	0				
	執行額		76	60	67						
	執行率（％）		83%	67%	76%						
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		83%	67%	76%						
平成29・30年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	心神喪失者等医療観察法入院決定者移送費		67								
	心神喪失者等医療観察法入院決定者執行旅費		7								
	職員旅費		2								
	監査旅費		1								
	委員等旅費		1								
	その他		1	0							
	計		79	0							
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
	－		－		成果実績	－	－	－	－	－	－
					目標値	－	－	－	－	－	
					達成度	％	－	－	－	－	－
	根拠として用いた統計・データ名 （出典）	－									

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績							
		本事業は医療観察法に基づく裁判所の決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務等を実施するものであるため、定量的な成果目標の設定にはなじまない。			医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者1人当たりの指定入院医療機関への移送業務等にかかる経費の適正化を図ることを目標としているが、28年度は退院者が増え、遠方の医療機関に移送せざるを得ない状況でなくなったため、前年度を下回る実績となった。							
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標最終年度 29年度		
		対象者1人当たりの移送業務等にかかる経費を前年度実績の同額程度とする。	対象者1人当たりの移送業務等にかかる経費（達成度は目標値／実績）	実績	千円	283	229	274	－	－		
				目標値	千円	266	283	229	－	275		
	達成度	%	94	130	84	－	－					
	活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込		
		医療観察法に基づく裁判所の入院決定を受けた対象者数	活動実績	人	268	260	245	－	－			
			当初見込み	人	277	268	260	245	－			
	単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込			
X／Y X: 予算執行額 Y: 裁判所の入院決定を受けた対象者数		単位当たりコスト	千円	283	229	275	324					
		計算式	X/Y	75,821/268	59,595/260	67,335/245	79,461/245					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること									
		施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（施策目標Ⅶ-1-1）									
		測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 －年度	目標年度 －年度		
			－	実績値	－	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－	－		
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	－	－							
		（第一階層）KPI	KPI（第一階層）		単位	計画開始時 －年度	28年度	29年度	中間目標 －年度	目標最終年度 －年度		
			－	成果実績	－	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－	－		
		（第二階層）KPI	KPI（第二階層）		単位	計画開始時 －年度	28年度	29年度	中間目標 －年度	目標最終年度 －年度		
			－	成果実績	－	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－	－		
				達成度	%	－	－	－	－	－		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
－												

事業所管部局による点検・改善						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	本事業は医療観察法において、国が実施することとされている業務を行うものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本事業は医療観察法において、国が実施することとされている業務を行うものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	本事業は医療観察法において、国が実施することとされている業務を行うものであり、優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			△	入院決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務については、同行する移送業者を一般競争入札で選定しており、競争性が確保されている。 1者応札となったものについては、公告期間の延長などの見直しを行うこととしている。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。			無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	入院決定を受けた対象者の移送等は医療観察法において、国が実施することとされている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	入院決定を受けた対象者の指定入院医療機関への移送業務については、同行する移送行者の選定を競争入札で実施しており、単位あたりコストの削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	入院決定を受けた対象者の移送を確実に実施するための同行者数等について、真に必要なものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	入院決定を受けた対象者数が当初の見込みを下回り、退院決定者増えたことによるものである。	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。			-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			○	本事業は裁判所の決定に基づき対象者の移送等を行うものであるため、定量的な成果目標の設定にはなじまないが、対象者1人当たりの経費を代替指標とすることで、業務にかかるコストの妥当性を確認できている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	入院決定を受けた対象者の移送に当たっては、職員の補助を業者委託することにより、適正かつ確実に実施できている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	裁判所の決定を受けた対象者数には変動があるものの、概ね見込みどおりの実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）				医療観察等実施費は、医療観察法に基づく入院又は通院に関して必要な経費である。 医療観察の実施は、生活環境の調査等、対象者の社会復帰に向けた準備に必要な経費である。	
	所管府省名	事業番号	事業名			
	法務省		医療観察の実施			
点検・改善結果	点検結果	入院決定を受けた対象者の移送に係る経費については、各地方厚生局が一般競争入札により委託業者と直接契約し、移送業務は厚生局職員と委託業者が同行の下で実施しており、支出内容は適正に把握している。 各年度の医療観察法に基づく裁判所の決定を受けた対象者数には変動があり、指定入院医療機関の病床の空き状況により移送先が遠方になるとコストが増加するなどの変動も生じるが、概ね見込みどおりの実績となっており、適正に予算計上できているものとする。				
	改善の方向性	引き続き、対象者数の変動等の実績を踏まえ、適正な予算措置を講じていくものとする。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	641	平成23年度	581	平成24年度	518	
平成25年度	776	平成26年度	774	平成27年度	789	
平成28年度	756					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
67百万円

[予算の配賦]

A 地方厚生局(7官署) 67百万円

[判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る指定入院医療機関との調整、指定医療機関の指導及び監査、対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

入院決定者移送費
(56百万円)

【一般競争入札】

B 全日救患者輸送株式会社
39百万円

【一般競争入札】

C 有限会社 アシスト
12百万円

【一般競争入札】

D 有限会社 広吉
5百万円

[法対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送補助]

指導監査に係る経費
(非常勤職員手当及び旅費)
(1百万円)

E 指導監査顧問医師(非常勤) 15名・6税務署 1百万円

[指定入院医療機関等の指導監査]

F うち事務費 10百万円

[指定入院医療機関への移送に係る旅費等]

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.関東信越厚生局			B.全日救患者輸送株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	—	指定入院医療機関への移送に係る委託費等	15	移送費	指定入院医療機関への移送費	39
	計		15	計		39
	C.有限会社アシスト			D.有限会社広吉		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	移送費	指定入院医療機関への移送費	12	移送費	指定入院医療機関への移送費	5
	計		12	計		5
	E.			F. 個人A		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
				旅費	医療観察法に基づく対象者への告知及び執行等	1
	計		0	計		1

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	関東信越厚生局	—	指定入院医療機関への移送費等(予算の配賦)	15	その他	—	—	
2	北海道厚生局	—	指定入院医療機関への移送費等(予算の配賦)	15	その他	—	—	
3	九州厚生局	—	指定入院医療機関への移送費等(予算の配賦)	14	その他	—	—	
4	東海北陸厚生局	—	指定入院医療機関への移送費等(予算の配賦)	7	その他	—	—	
5	中国四国厚生局	—	指定入院医療機関への移送費等(予算の配賦)	7	その他	—	—	
6	近畿厚生局	—	指定入院医療機関への移送費等(予算の配賦)	5	その他	—	—	
7	東北厚生局	—	指定入院医療機関への移送費等(予算の配賦)	5	その他	—	—	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	全日救患者輸送株式会社	3020001064279	指定入院医療機関への移送費	12	一般競争契約(最低価格)	1	63.7%	
2	全日救患者輸送株式会社	3020001064279	指定入院医療機関への移送費	12	一般競争契約(最低価格)	1	90.5%	
3	全日救患者輸送株式会社	3020001064279	指定入院医療機関への移送費	6	一般競争契約(最低価格)	1	100%	
4	全日救患者輸送株式会社	3020001064279	指定入院医療機関への移送費	5	一般競争契約(最低価格)	2	82.6%	
5	全日救患者輸送株式会社	3020001064279	指定入院医療機関への移送費	4	一般競争契約(最低価格)	1	94.7%	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	有限会社アシスト	5340002014447	指定入院医療機関への移送費	12	一般競争契約(最低価格)	2	39.6%	

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	有限会社広吉	1250002015870	指定入院医療機関への移 送費	5	一般競争契約 (最低価格)	1	73.8%	

F

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	医師A	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.2	その他	-	-	
2	医師B	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
3	医師C	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
4	医師D	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
5	医師E	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
6	医師F	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
7	医師G	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
8	医師H	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
9	医師I	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	
10	医師J	-	指定入院医療機関等の指導監査(手当)	0.1	その他	-	-	

F

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	1	その他	-	-	
2	個人B	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	1	その他	-	-	
3	個人C	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.6	その他	-	-	
4	個人D	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.5	その他	-	-	
5	個人E	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.5	その他	-	-	
6	個人F	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.5	その他	-	-	
7	個人G	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.5	その他	-	-	
8	個人H	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.5	その他	-	-	
9	個人I	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.4	その他	-	-	
10	個人J	-	指定入院医療機関への移送にかかる旅費等(旅費)	0.4	その他	-	-	

国庫債務負担行為第1-上之契約生上位10者117ト

[illegible]